

## 催し・講座

### 夏休み 町田で学ぼう!遊ぼう! 遺跡見学&ブルーベリー狩り体験ツアー

町田市の南地区の歴史を学び、ブルーベリー狩りを楽しみます。

7月26日(金)午前9時～午後0時30分 **コース** つくし野駅～なすな原遺跡～友井ブルーベリーガーデン～東京工業大学すずかけ台キャンパス **定**20人(申し込み順) **費**大人1000円、小学生以下800円(保険料、ガイド料等)ブルーベリー狩りの料金は含まれていません。ブルーベリー狩りは現地で実費精算となります。昼食は付きません **申**7月23日までにまちだふらっと(右下記二次元コード)で申し込み。または、参加者住所・氏名・電話番号・年齢を明記し、FAXで町田ツーリストギャラリー(TEL850-9312)へ。

**問**同ギャラリー ☎850-9311 (受付時間=午前10時～午後7時)、町田市観光まちづくり課 ☎724-2128

### 町田市フォトサロン

●国際写真サロン 応募作品から選ばれた、審査委員特別賞(海外・国内、各3点)を含む海外作品55点、国内作品46点、合計101点を展示します。

**日**程7月17日(水)～8月18日(日)

**問**同サロン ☎736-8281

### マルシェと自然体験 ずしまちいち

当日は大賀菰絲館「蓮まつり」との巡回車が運行します。詳細はまちだみどり活用ネットワークHP(右記二次元コード)をご覧ください。

7月20日(土)午前9時～午後2時(小雨実施、荒天中止) **場** 図師日影坂下公園

(図師町84-2) **駐**車場はありません **内**マルシェ(キッチンカー、町田産野菜の販売等)、自然体験(生きもの探し、のこぎり体験、クラフト、小動物ふ

れあい、ポニー乗馬体験、ロープクライミング、モルック等)参加費がかかるものがあります。

**問**ずしまちいち実行委員会事務局 ☎03-5244-5447、町田市公園緑地課 ☎724-4397

### 認知症カフェ(Dカフェ)

認知症の方や家族、支援者などが気軽に集まり、情報交換や交流を行う場です。

#### ●オンライン開催

7月17日、8月21日、9月18日、いずれも水曜日午後1時～3時 **参加方法** ZoomでミーティングID(73130266964)・パスコード(dcafe)を入力し、入室(右記二次元コードで入室も可) / サテライト会場での参加を希望する方は事前にお問い合わせください。

●対面開催 参加者多数の場合、営業の都合上、参加いただけないこともあります。また、飲食代は自己負担です。

**日** ①7月1日(月)、8月5日(月)、9月6日(金) ②7月26日(金)、8月26日(月)、9月30日(月) ③7月19日(金)、8月7日(水)、9月9日(月) ④7月22日(月)、8月23日(金)、9月20日(金) / 午前10時～正午 **場** ①スターバックスコーヒー町田パリオ店(森野1-15-13) ②スターバックスコーヒーぽっぽ町田店(原町田4-10-20) ③スターバックスコーヒー南町田グランベリーパーク店(鶴間3-4-1) ④スターバックスコーヒー多摩境店(小山ヶ丘3-2-8)

**対**認知症の方や家族、支援者等

**問**高齢者支援課 ☎724-2140

### 女性のための就職準備セミナー

#### ●自分らしい働き方を見つける!

7月26日(金)午前9時30分～正午 **場** 町田市民フォーラム **内** 就職を取り巻く環境と心構えについて、所得に応じた社会保険制度や税について **講** 東京都金融広報委員会金融広報アドバイザー・菅川敏枝氏、ハローワーク町田マザーズコーナー職員 **定** 24人(申

し込み順) **日** 7月3日正午～22日にイベントダイヤル(☎724-5656)またはイベシス **コ**ード240703Aへ。保育希望者(1歳以上の未就学児、申し込み順に2人)は7月16日までに併せて申し込みを。

**問**男女平等推進センター ☎723-2908

### 市内の認定農業者が作った町田産新鮮野菜等の販売

いずれも売り切れ次第終了です。

#### ●7月、8月の日曜朝市

7月14日、8月4日、いずれも日曜日午前7時～8時

●7月の特別日曜朝市 お買い物券が当たる福引を実施予定です。

7月21日(日)午前7時～8時

**場** 教育センター駐車場

**問** 農業振興課 ☎724-2166

### ともに作ろう!コミュニティの本棚。みんなのおすすめ教えて。

2025年春に開設予定のつるかわ図書コミュニティ施設にはどんな本があったらいいか、皆さんのおすすめを教えてください。

7月21日(日)午前11時～午後3時 **場** 鶴川図書館、図書館前広場 **内** クイズ真夏のミステリー(午後1時から)、シャボン玉アーティストによる大きなシャボン玉飛ばし、シャボン玉のフレーム作り / 詳細はつるかわ図書コミュニティ施設運営協議会HP(右記二次元コード)をご覧ください。

**問** 中央図書館 ☎728-8220

#### 講座・イベント情報誌

### 生涯学習NAVI 好き!学び!

**問** 生涯学習センター ☎728-0071

夏号を発行しました。配布場所等の詳細はこちら▶

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

**問** 保険年金課 ☎724-2144

### 【新しい後期高齢者医療被保険者証(保険証)を送付します】

8月1日からお使いいただく新しい保険証(青竹色、有効期限は令和7年7月31日まで)は、7月中旬に特定記録郵便で送付します(届くまでに1～2週間かかります)。届きましたら、氏名・生年月日・自己負担割合などの記載内容をご確認ください。

また、現在お使いの保険証(水色)は、有効期限が過ぎた8月1日以降、個人情報に留意のうえ、ご自身で破棄していただくか、保険年金課へ返却してください。

#### ○自己負担割合について

医療機関の窓口で支払う医療費の自己負担割合は、1割・2割・3割の3区分です。自己負担割合は新しい年度の住民税課税所得等(住民税課税標準額)に基づいて、毎年8月1日を基準日として決定しています(表1参照)。

表1 自己負担割合の判定基準

自己負担の割合	区分	判定基準 (令和5年1月～12月の所得、収入で判定)
3割	現役並み所得者	同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合
2割	一定以上所得のある方	以下の①②両方に該当する場合 ①同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ②「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計額が被保険者1人の場合=200万円以上 被保険者2人以上の場合=合計320万円以上
1割	一般所得者等	同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも28万円未満の場合または、上記①に該当するが②には該当しない場合

※住民税非課税世帯の方は1割負担となります。

### 【3割負担の対象外となる場合があります】

住民税課税所得が145万円以上でも、以下に該当する場合は3割負担の対象外となります。

- 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及び同じ世帯の被保険者の、賦課のもととなる所得金額の合計額が210万円以下の場合(申請不要)
- 令和5年1月～12月の収入額が次の条件(表2参照)を満たし、基準収入額適用申請を行って認定された場合

原則申請が必要ですが、対象の方が上記の条件を満たすことを保険年金課で確認できる場合は、申請不要です。送付する保険証の自己負担割合が軽減後のものとなっている場合がありますので、必ずご確認ください。

なお、対象の方が上記の条件を満たすことを保険年金課で確認できない場合は、申請が必要となります。対象と思われる方には6月末ごろに申請書を送付しましたので、同封の案内を参考に申請してください。

表2 収入判定基準

後期高齢者医療被保険者数	収入判定基準 (令和5年1月～12月の収入で判定)
被保険者が1人	収入額が383万円未満 (383万円以上でも、同じ世帯に他の医療保険制度に加入する70～74歳の方がいる場合は、その方との収入合計額が520万円未満)
被保険者が2人以上	被保険者全員の収入合計額が520万円未満

### 【限度額適用・標準負担額減額認定証(減額証)及び限度額適用認定証(限度証)の交付について】

過去に交付されたことがあり、8月以降も交付対象となる方には、新しい認定証を7月下旬

に送付します。届きましたら、氏名・生年月日・適用区分などの記載内容をご確認ください。8月以降に交付対象外となる方には送付されませんのでご注意ください。

現在お持ちの認定証は、有効期限が過ぎた8月1日以降、個人情報に留意のうえ、ご自身で破棄していただくか、保険年金課へ返却してください。

これまでに交付されたことがなく、今回交付を希望する方は、保険年金課へお問い合わせください。

#### ○自己負担割合が1割の方

世帯全員が住民税非課税の場合は、減額証が交付されます。医療機関の窓口で提示すると、医療機関ごとの医療費の支払いが自己負担限度額までとなり、入院時の食費が減額されます。

#### ○自己負担割合が3割の方

被保険者全員の住民税課税所得が690万円未満の場合は、限度証が交付されます。医療機関の窓口で提示すると、医療機関ごとの医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。

### 【マイナンバーカードと健康保険証が一体化されます】

12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化され、同日から紙の保険証の交付・減額証及び限度証の新規交付は終了となります。12月1日までに交付された「青竹色の保険証」「減額証及び限度証」は、記載内容などに変更がなければ、それぞれの証書に記載されている有効期限(最長で令和7年7月31日)までお使いいただけます。